

企業会計基準適用指針公開草案第 71 号（企業会計基準適用指針第 31 号の改正案）
「時価の算定に関する会計基準の適用指針（案）」に関するコメント

公認システム監査人、特定行政書士 IFRS・連結会計・公共政策コンサルタント
田淵 隆明

★質問 1:

同意する。ただし、下記については、次のように改めるべきである。

現行:(1) 当該投資信託の財務諸表が国際財務報告基準（IFRS）又は米国会計基準に従い作成されている場合

修正案:(1) 当該投資信託の財務諸表が国際財務報告基準（IFRS）又は修正国際基準(JMIS) 又は米国会計基準に従い作成されている場合

★質問 2: 同意する。

★質問 3: 同意する。

★質問 4: 同意する。

★質問 5: 同意する。現段階では止むを得ない。

★質問 6: 同意する。

★質問 7: 修正国際基準(JMIS)は非常に優れた会計基準である。IFRS と同等以上の品質であることを積極的にアピールするべきである。

別紙 1 においても、「IFRS 又は米国会計基準」のところを「IFRS 又は JMIS 又は米国会計基準」とするべきである。

(以上)

